

東吾妻町告示 第 48 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、告示の日から本町区域内の字の区域を次のとおり字の区域を変更するものとする。

令和 3年 4月 1日

東吾妻町長 中澤 恒 喜



大 字	字	地 番
岩 下	前畑	183-6、183-8、184-6、184-9、 184-11、184-12、193-6、193-7、 193-8

上記区域（同区域に隣接する道路の一部を含む）を大字岩下字北浦に変更する。